

令和 2 年

乙訓福祉施設事務組合議会第 4 回定例会会議録

開会：令和 2 年 11 月 30 日

乙訓福祉施設事務組合議会

令和2年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議事日程

令和2年11月30日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向日市	飛鳥井 佳子 議員	石田 眞由美 議員
	北林 智子 議員	
長岡京市	白石 多津子 議員	住田 初恵 議員
	山本 智 議員	
大山崎町	嘉久志 満 議員	西田 光宏 議員

○欠席議員(1名)

大山崎町 辻 真理子 議員

○議会事務局職員出席者

半田 麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(10名)

安田 守	管理者(向日市長)
上野 隆	監査委員
河原崎 清隆	事務局長兼総務課長
八木 富士子	会計管理者(向日市会計管理者)
藤本 正次	総務課参事
中川 仁夫	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
石野 功一	事務局次長兼介護障害審査課長
小松 悦子	乙訓ポニーの学校施設長
伊藤 啓子	障がい者相談支援課長
城谷 晋太郎	総務課主幹

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者諸報告
- 日程 4 定期監査、例月出納検査結果の報告
- 日程 5 第7号議案 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程 6 第8号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程 7 第9号議案 令和2年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)

○会議録署名議員

向日市	石田 眞由美 議員
長岡京市	山本 智 議員

(開会 午前10時00分)

○西田光宏議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人であります。

なお、辻真理子議員については、11月27日付で欠席届を受理しており、諸事情により本日は欠席でございます。

それでは、ただいまから令和2年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、これより日程に入ります。

○西田光宏議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の石田眞由美議員、長岡京市の山本 智議員を指名いたします。

○西田光宏議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りといたします。

○西田光宏議長 日程3、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日、ここに令和2年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席いただきましてありがとうございます。

諸報告の前に、例年12月に開催しております第4回定例会でございますが、このたび、国の給与法の改正があり、その基準日が12月1日と設定されたため、それに準じ、今回給与条例等を改正する必要が生じました。

そのため、構成市町の議会日程との調整を図った結果、今議会につきましては、各一部事務組合議会において、それぞれの管理者のみが出席し、本日一斉に開催することとなりましたので、議員各位には、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございますが、新型コロナウイルスに対応した形で、地震及び火災を想定した防災訓練を実施し、災害時の避難対応等を確認いたしました。

また、本年度第2回目の組合運営協議会全体会を開催し、令和3年度の予算(案)等について、構成市町福祉担当委員との意見交換を行いました。

次に、若竹苑の関係でございますが、現在の利用者数は、就労継続支援28名、生活介護5名、合わせて33名であります。市町別利用者数は、向日市6名、長岡京市24名、大山崎町3名となっております。

また、地域活動支援センター事業の登録者数は26名で、日中一時支援事業の登録者数は54名でございます。なお、相談支援事業の現在の契約者数は37件でございます。

次に、介護障害審査課の関係でございますが、介護認定審査会の4月から10月までの審査状況は、合議体を133回開催し、2,652件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年4月から10月までの審査状況でございますが、合議体を14回開催し、152件の二次判定を行いました。

なお、障害支援区分認定審査会につきましては、9月から対面審査を再開しており、介護認定審査会につきましても、11月から対面審査を再開しております。

次に、障がい者相談支援課の関係でございますが、基幹相談支援センターでは、相談支援事業所等の職員を対象に、「精神障がい者の特性と支援方法を学ぶ」をテーマとした研修会を10月14日に開催いたしました。

また、自立支援協議会では、事業所に勤務する新任職員を主たる対象とした、新任職員連続講座を、10月に3回開催いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございますが、10月からの利用児につきましては向日市36名、長岡京市57名、大山崎町8名、合計101名となっております。

また、障害児相談支援事業につきましては、10月末現在で、契約者は350名でございます。

報告は、以上でございます。

○西田光宏議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程4、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

上野監査委員。

○上野 隆監査委員 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、令和2年10月29日に、また同法235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、9月29日及び10月29日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び

第235条の2第3項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書にありますとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で、定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

○西田光宏議長 以上で、定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

日程5、第7号議案 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第7号議案 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本組合を含む一部事務組合は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、その協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。

本案は、京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に、相楽東部広域連合を加えるほか、その他規定の整理を行うため組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ございませんか、

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○西田光宏議長 次に、日程6、第8号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第8号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度の給与改定に係る関連条例を改正するものでございます。

ご承知のとおり、国家公務員の一般職の職員の給与について、本年10月7日及び28日に、人事院から国会及び内閣に対しまして勧告及び報告が行われたところでもあります。

勧告の内容は、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を引き下げるというものであり、月例給につきましては、民間との格差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定は行わないという報告が行われ、政府においては、去る11月6日の閣議において、本年度の給与を人事院勧告どおり改定することを決定されたところでもあります。

本組合職員の給与改定につきましては、情勢適用の原則など、地方公務員法に定められた諸原則に従い、国の状況、構成団体等を参考にすることで、職員組合と交渉を行った結果、人事院の勧告に準じ改定することで合意を得たところでもあります。

改正の内容につきましては、第1条は、本組合職員の給与に関する条例の期末手当について、人事院勧告に準じ引き下げるものであり、本年12月の期末手当及び

勤務手当の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とするものであります。

なお、引き下げ分につきましては、本年度は12月の期末手当に配分することとし、本年12月の期末手当の月数を1.3月分から1.25月分とするものであります。

次に、第2条では、令和3年度以降における6月及び12月の期末手当の月数を、それぞれ1.275月分と、均等に配分するよう改めるものであります。

次に、第3条及び第4条の、乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。第3条は、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例を準用することとされております会計年度任用職員の期末手当の支給月数を、改正後の支給月数ではなく、従前の支給月数とする読み替え規定を定めるものであります。

次に、第4条は、令和3年度以降について、この読み替え規定を削り、期末手当の支給月数を職員の例によるものとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。第2条及び第4条につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ございませんか、

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

住田議員。

○住田初恵議員 今回の職員の給与の関係は、人事院勧告に応じて、期末手当を0.05カ月分引き下げる改定となっております。

人事院が実施したボーナス調査によりますと、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減速などを背景に、民間の支給月数は4.46カ月でしたが、民間企業のボーナス水準が、公務員を下回ったことから、支給月数を0.05カ月引き下げることとされております。

そして、人事院勧告どおりに減額した場合、地方自治体の予算額として、480億円程度減るとされております。

コロナ第3波が押し寄せておりますけれども、さらなる地域経済を冷え込ますことが懸念されております。

公務員のボーナス引き下げも、そういう意味では、地域経済を冷え込ます一因となりますけれども、労働組合とも合意されていることから、賛成といたしますけれども、このコロナ禍で密が避けられない、こういう事業の中で、感染防止に努め、福祉事業を進められてきた職員さんの頑張りに対して、本来は一時金の引き下げは行うべきではないと考えますけれども、今後、コロナ感染防止対策や長時間労働解消に必要な人員確保など、労働組合と十分に協議をして、処遇改善を図っていかれることを求めています。

また、会計年度任用職員の給与、費用弁償に対しては、移行の際の取り決めがあって、正規職員より低い賃金で、年度当初に月額一時金を示して雇用していることから、今年度については現状維持とされたことは評価いたします。

しかし、次年度以降、引き下げとなることから、これも労働組合と十分に協議をされて、賃金面や、安心して働ける労働環境づくりなど、抜本的な処遇改善を求めています。

○西田光宏議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○西田光宏議長 次に、日程7、第9号議案 令和2年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第9号議案 令和2年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ827万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,295万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、令和元年度決算余剰金の827万1,000円を繰越金へ増額計上いたしております。

歳出につきましては、人事院勧告や人件費の組み換えに伴う分として、403万6,000円を減額する一方、物件費として、要介護認定支援システム改修委託料277万2,000円を増額計上いたしております。

したがって、先の歳入の増額分827万1,000円と人件費から、物件費を引いた歳出の減額分の126万4,000円を合わせました953万5,000円を予備費に増額計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

住田議員。

○住田初恵議員 この職員の給与とかの減額は、人事院勧告に基づいたものとしてされたのか。と、今、おっしゃったのですかね。

○西田光宏議長 河原崎事務局長。

○河原崎清隆事務局長 職員の異動がメインでございます。

住田議員。

○住田初恵議員 わかりました。

職員の異動がメインということですがけれども、4ページの会計年度任用職員の報酬が減ってるんですけど、これはどういうふうに。

○西田光宏議長 河原崎事務局長。

○河原崎清隆事務局長 今回の補正につきましては、人の入れ替わりというのがございます。説明させていただきましたように、当初の予算を組んでいる状況と、2年度、始めた状況の職員の違い、その差の分が減ってるということでございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 わかりました。

さっき、管理者が、相談件数のことを報告していただいたんですけども、9月議会で、ポニーの学校の相談支援が、かなり大変になってきて、新規が受けられないとかいうこともお聞きしてて、今、本当は7人を配置してただけけれども、育休

とかで、専任が5人、兼任が2人の体制で、これ以上の利用者には対応できないとお聞きしてたんですけれども、本当に相談支援ができなくなったら大変だなと心配しているんですけど、そのときに、乙福としても検討して、もう少し事業所が必要と感じてるし、今後2市1町と早急に協議をして対応していくということをお話しくださったんですけれども、その後の状況だけお聞かせください。

○西田光宏議長 河原崎事務局長。

○河原崎清隆事務局長 今、ご質問があったように、9月議会で答弁させていただいた後、現状としては、職員の体制は大きく変わっておりません。募集をかけて、会計年度職員も募集しておるんですけれども、今のところ応募がございません。

一方で、令和2年度の職員採用試験の方も、並行して進めておりまして、昨日、最終試験まで行ったんですけれども、ここから先につきましては、ポニーの学校の状況を考えながら、体制をどう整えていくかということにつながってきますので、できるだけ間隔をあげないで、体制を整えていけたらなというふうに思っております。

相談の人数が増えてないという状況はございますけれども、相談をとめてしまうということではなくて、今後もまた12月、明日から、今ちょっとお待ちいただいている方のご要望の再開をしたりとか、現在対応している職員の人数で、できるだけ対応はさせていただくということで、今、調整、もしくは体制を整えているところでございます。

○西田光宏議長 質疑も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

○西田光宏議長 それでは、これをもちまして令和2年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 西 田 光 宏

会 議 録 署 名 議 員 石 田 眞由美

会 議 録 署 名 議 員 山 本 智